

特記仕様書（工事編）

第1条 適用範囲・適用基準

本特記仕様書は、奈良県の発注するス振第3号「橿原公苑野球場ブルペン改修工事」に適用する。

第2条 工事概要

- 2-1 工事名称 橿原公苑野球場ブルペン改修工事
- 2-2 工事箇所 奈良県橿原市畝傍町 地内
- 2-3 工事内容
- ・ブルペン改修工 人工芝舗装
黒土再整備
 - ・進入路工
- 2箇所

第3条 工事の施工に関する事項

工事の実施に際しては、工事内容をよく把握し、適切な施工計画を立てなければならない。

3-1 工程調整について

請負者は、当該工事の施工に際し、隣接する他施設の利用状況を考慮し、十分な工程調整を行い、円滑な工事実施を行うこと。

3-2 既設構造物について

施工に際し、既設構造物を破損することのないよう十分注意し施工する。万一破損した場合は、請負者の負担で原形復旧すること。

なお、既設の人工芝を傷めないよう、養生を行うこと。（例：樹脂製敷板等、敷鉄板不可）養生に用いた物品を撤去した後は、人工芝をブラッシングにより整備すること。

野球場および敷地内における工事車両の通行にあたっては、歩道が汚れないよう可能な限り土を落としてから出入りすること。

3-3 監督員の立会い検査について

二次製品については現場搬入時に製品の立会い検査を受けること。

第4条 保安に関する事項

4-1 工事車両の運行等について

請負者は、工事車両の通行に際しては、交通法規を厳守し、道路規制標識に従うのはもちろんのこと、人家連担地区及び通学路では徐行し、また、一般車両を優先させ、事故及び一般車両とのトラブルを未然に防ぐよう、運転者に対して日常の運転運行管理指導を徹底するとともに、自ら工事車両運行に関する業務を統括、指揮しなければならない。また、工事車両の駐車スペースは、監督員及び管理者と事前に協議し、決定するものとする。

4-2 標識・仮囲い等の設置

請負者は、必要な箇所に工事表示板、標識などの設置、管理を行い、保安に努めなければならない。また、施工中は、第三者の立ち入り禁止と安全確保を確実に行うこと。なお、その際の機材作業にかかる一切の費用は請負代金に含まれる。

4-3 交通誘導員

本工事における交通誘導員は計上していない。施工に際し、管理者及び地元自治会等からなんらかの条件が付された場合は、監督員との協議による。

第5条 ブルペン改修工

5-1 施工

既存の黒土を撤去し、下地基層面を舗装、人工芝舗装、黒土再整備を行う。

5-2 人工芝の仕様

使用する人工芝の仕様は下表をすべて満たす同等以上の製品とする。

なお、品質・性能・応急性が発生した場合の対応力の観点から、使用する人工芝は国内工場の製造品とする。

項目		仕様
パイ ル	素材	温度抑制機能付ポリエチレン
	製法	モノフィラメント
	長さ	55mm 以上 65mm 以下
	厚み	300 μ m 以上
	幅	1.2mm 程度
基布素材		ポリプロピレン

バックリング素材		ウレタン
ジョイントテープ		ポリエステル製 幅 300mm以上
接着剤		合成樹脂系接着剤
充填材	充填材総厚み	30mm 程度
	① 目砂材料	粒度調整特殊珪砂
	粒度	1.68mm未満：90%以上 0.21mm未満：10%未満
	② ゴムチップ材料	黒ゴムチップ
	粒径	3.0mm未満：90%以上 0.5mm未満：10%未満

5-3 ライン工・設置工

ホームベース、バッターボックスラインを白色芝で施工する。
ピッチャープレートを所定の位置に設置する。
サイズの規格については日本野球規則委員会「公認野球規則」に準拠すること。
人工芝マットを各2箇所ずつ、計4箇所に設置する。

5-4 排水施設工

既設コンクリート蓋を撤去、処分し、コンクリート蓋を新設する。

第6条 進入路工

工事に伴いブルペン周囲に設置されているフェンス、防護マットを一部撤去。終了後復旧工を実施する。

第7条 事前調査・測量

本工事に先立ち、請負者は、測量等を行い現地と設計との適合性を十分確認すること。万一不適合な箇所を発見した場合は、監督員と協議し、その指示に従うこと。なお、上記業務、作業にかかる一切の費用は請負代金に含まれる。

第8条 環境保全に関すること

- 8-1 請負者は、工事機械及び車両の走行等による振動、騒音、砂塵などの被害を第三者に及ぼさないよう適切な措置を講ずるものとする。
- 8-2 工事現場内では、場内清掃などの現場整頓に細心の注意を払うものとする。
- 8-3 本工事は既供用施設内での工事であるため、環境保全には特に細心の注意を払うものとする。

第9条 その他

- 9-1 本工事の設計変更に必要な測量、設計及び計画書、図面の作成並びに工事完成時に要する図面及び数量計画書等の作成業務は、請負者の負担とする。
- 9-2 図面及び設計書の内容に相違のある場合、明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。協議はすべて書面をもって行うものとする。
- 9-3 その他特記なき事項は監督員と協議のうえ決定する。
- 9-4 設計内容を変更する場合は、必ず監督員と協議するものとする。監督員への協議なく、地元関係者等からの申し入れ・その他の事項により設計内容を変更したものについては、設計変更対象外とする。また監督員は下請業者ではなく、必ず元請業者を含めて協議・決定するものとする。